

(平成30年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 1 号

地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年6月26日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 提出者 | 習志野市議会議員 | 布 施 孝 一 |
| 賛成者 | 習志野市議会議員 | 市 角 雄 幸 |
| 〃   | 〃        | 加 瀬 敏 男 |
| 〃   | 〃        | 佐 野 正 人 |
| 〃   | 〃        | 谷 岡 隆   |

## 地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書

消費生活相談体制の整備等、地方消費者行政の充実・強化は、国による地方消費者行政活性化基金・地方消費者行政推進交付金の措置によって一定の前進が図られてきた。一方で、この交付金措置が平成29年度で一区切りを迎えようとする中、自主財源の確保や人員（行政職員・消費生活相談員）措置、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置が進まない等の課題が残されている。

こうした中、平成30年度予算に向けて、地方から国に対して60億円を超える地方消費者行政推進交付金の要求をしている。ところが、平成30年度予算案によれば、2つの交付金を合わせて24億円という結果となり、地方公共団体の要請に国が全く応えられていない結果となっている。国による交付金措置が後退することにより、消費生活相談体制の維持など消費者行政が後退していく懸念がある。

消費者庁には地方支分部局がないこともあいまって、地方消費者行政の機能強化が進まない場合、消費者被害情報の収集・分析、法執行、消費者被害防止の広報啓発等、国の消費者行政も進まないことも懸念される。

よって、本市議会は政府に対し、地方消費者行政推進交付金の後継交付金措置を初め、以下のことを対応されるよう強く求めるものである。

### 記

- 1 平成30年度の地方消費者行政に係る交付金減額が地方公共団体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、平成30年度予算で確保できなかった交付金額について、国として補正予算で手当てすること。
  - 2 平成31年度の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成29年度までの水準で確保すること。
  - 3 地方公共団体が消費者相談を受け、相談情報をP I O - N E Tに登録したり、悪質業者に対する行政処分を行うことの効果は、その地域の消費者のみならず、国が行う制度改革や法執行・情報提供などを通じて国の消費者行政につながっているという点を踏まえ、地方公共団体のこのような事務費用に対する国の恒久的な財政措置について検討すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

#### 提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成30年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 2 号

「働き方改革」一括法案の廃案を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年6月26日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 提出者 | 習志野市議会議員 | 入 沢 俊 行 |
| 賛成者 | 習志野市議会議員 | 宮 内 一 夫 |
| 〃   | 〃        | 央 重 則   |
| 〃   | 〃        | 佐 野 正 人 |
| 〃   | 〃        | 谷 岡 隆   |

## 「働き方改革」一括法案の廃案を求める意見書

安倍内閣が提出した「働き方改革」一括法案が、5月31日衆議院で自民党、公明党などによって多くの問題や矛盾・危惧を残したまま、強行採決された。

法案の根拠となった労働時間等総合実態調査は、2月に裁量労働制の拡大をめぐるデータが捏造されていたことが発覚し、大問題になったが、再調査の結果、全データの2割以上に異常値が発見され、そのデータを削除せざるを得なくなった。その後もミスが見つかり訂正が繰り返されているが、政府が「最重要」と位置づける法案だと言いながら、基礎データがこれほどずさんでは、まともな法案審議は成り立たない。

新たに導入される「高度プロフェッショナル制度」は、労働時間規制を全面的に適用除外とし、週休2日に当たる年104日の休みさえ与えれば、24時間労働を48日間連続させても違法にならない仕組みである。

全国過労死を考える家族の会の寺西笑子代表は衆議院の意見陳述で、「過労死防止に逆行する働き方改革関連法案、強行採決は絶対にやめてください」と訴え、「（高度プロフェッショナル制度は）確実に過労死がふえる制度だ。絶対に反対だ」と強く表明している。また、東京過労死を考える家族の会の中原のり子代表は、過労自死した小児科医の夫の経験から「高度プロフェッショナル制度は過労死促進法だ」と危険性を告発している。

国民から厳しい批判を受けているにもかかわらず不十分な審議で本法案を成立させることは、絶対に認められない。

よって、本市議会は政府に対し、「働き方改革」一括法案の廃案を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

### 提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成30年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 3 号

公文書の隠蔽・改ざん事案の真相究明を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年6月26日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 提出者 | 習志野市議会議員 | 谷 岡 隆   |
| 賛成者 | 習志野市議会議員 | 佐 野 正 人 |
| 〃   | 〃        | 宮 内 一 夫 |
| 〃   | 〃        | 央 重 則   |

## 公文書の隠蔽・改ざん事案の真相究明を求める意見書

財務省は、学校法人森友学園への国有地売却に関する公文書の隠蔽・改ざんの事実を認めたが、国会での「森友問題」の疑惑解明に重大な障害となっており、誰が何のために改ざんしたのかも含めた徹底的な究明が必要である。

政府提出の「働き方改革関連法案」に関する提出資料でも、ずさんな調査やデータの捏造が明らかになったのを初め、防衛省による「日報隠蔽問題」など、後を絶たない一連の公文書隠蔽・改ざんは、国権の最高機関である国会を愚弄し、主権者である国民を欺く異常事態と言わざるを得ない。

公文書等の管理に関する法律では、公文書を「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と明記し、その管理を通じて「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」としている。

公文書の隠蔽・改ざん・不適切な廃棄などは、行政への信頼をなくすばかりか、国会や国民が行政を監視することを妨げるものであり、日本の民主主義そのものを根底から揺るがす、あってはならない問題である。

国権の最高機関である国会として、速やかに事実関係を究明するとともに、国民に対して説明責任を十分に果たし、二度とこのような事態が起きないよう対策を講ずる必要がある。

よって、本市議会は政府に対し、公文書の隠蔽・改ざん事案の真相究明を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

### 提案理由

本案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成30年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 4 号

旧優生保護法による強制不妊手術に対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年6月26日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 提出者 | 習志野市議会議員 | 荒 原 ちえみ |
| 賛成者 | 習志野市議会議員 | 佐 野 正 人 |
| 〃   | 〃        | 宮 内 一 夫 |
| 〃   | 〃        | 央 重 則   |
| 〃   | 〃        | 谷 岡 隆   |

## 旧優生保護法による強制不妊手術に対する意見書

旧優生保護法とは、昭和23年に施行され「不良な子孫の出生を防止する」などを目的として、知的障害や精神疾患、遺伝性疾患がある人に対し、本人の同意なしでも不妊手術を施すことを認めた法律である。

この間、泣き寝入りしてきた被害者や家族が声を上げ始めている。今年1月に宮城県の女性が初めて、本人の同意なく手術を強制されたのは人権侵害だとして、国家賠償請求訴訟を起し、その後、新たに北海道や宮城県、東京都の3人が提訴した。訴状では、3人は10代のころ知的障害などを理由に不妊手術を受けさせられたことで、憲法第13条(個人の尊重)が保障する、子どもを産み育てるかどうかを決める自己決定権を奪われ、身体的・精神的苦痛を受けたにもかかわらず、長年、国が救済措置を怠ってきたとして、国に対し1人当たり1,100万円から3,850万円、総額7,950万円の損害賠償を求めている。

日本弁護士連合会によると、平成8年に母体保護法に改定されるまで、旧優生保護法下で2万4,991人が不妊手術を受け、うち1万6,475人は、本人の同意のない強制手術だったとのことである。

全国手をつなぐ育成会連合会は声明文で「一つの命としてこの世に生まれ、さまざまな困難に直面しながらも誰かを愛し、家族をつくり、時間を共有しながら人生を全うしていくことは、誰にも認められるべき生き方です。そこに、障害の有無など関係ありません。しかしながらこの旧優生保護法に基づく施策は、「不良な子孫を残さない」といった、あたかも“全体の利益”あるいは“善意”であるかのように装われた論理のもと推し進められました」と悲痛な思いを訴えて、「障害のある人の尊厳を大きく傷つけてきた不妊手術に対し、国はその過ちを認め、全容の解明とすべての対象者への謝罪・補償を行なうべき」と求めている。

同様の法律により不妊手術が行われたスウェーデンやドイツでは、国が被害者に正式に謝罪し補償している。

よって、本市議会は政府に対し、その過ちを認め、旧優生保護法の全容解明と被害者への謝罪・補償を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

#### 提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。